

奈良県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇八号
- 三 道路の区域

区間		区域変更の前後別		敷地の幅員メートル		延長メートル		備考	
奈良市菅原町五〇二番一先から 奈良市菅原町五〇〇番一先まで		前	後	四八・〇 ㄱ 七〇・〇	四八・〇 ㄱ 七〇・〇	一〇五・〇	一〇五・〇	うち主要地方道奈良生駒線に一〇五・〇メートル重用	うち主要地方道奈良生駒線に一〇五・〇メートル重用